



# ご意見をお寄せください

## 10月1日～31日パブリック・コメント実施

「パブリック・コメント（市民意見提出手続）」とは、市民の皆さんに市の計画や条例を原案の段階でご覧いただき、建設的なご意見を踏まえてより良いものを目指そうとする制度です。市は皆さんから寄せられたご意見を参考に、最終的な意思決定を行います。

今回は「西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例（案）」と「西脇市特定建築行為に係る手続に関する条例（案）」について、ご意見を募集します。

### 太陽光発電設備の設置手続に関する条例

近年、地球温暖化対策として、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入が進んでおり、中でも太陽光発電が普及しています。しかし、太陽光発電設備が設置されたことで、景観が損なわれたり、太陽光パネルの反射光が原因で、生活環境が悪化したりするといったトラブルが、全国で起こっています。西脇市では、兵庫県「太陽光発電施設等と地域環境との調

和に関する条例」と「西脇市太陽光発電設備設置に関するガイドライン」によって、地域環境と太陽光発電設備との調和を図ってきました。引き続き、調和を図ることを目的に、「太陽光発電設備の設置手続に関する条例」を制定します。

この条例では、太陽光電池モジュールなどが独立して立って

いるものや、水面に設けるものを対象に、一定の発電出力がある太陽光発電設備を設置しようとする場合、設置者や管理者、施工者の責務を明文化。設置に当たっては、あらかじめ市と事業計画について協議することを義務化しています。また、市との協議後に、事業計画を公表し、地域住民への説明会を開催することも義務化しています。

### 特定建築行為に係る手続に関する条例

パチンコ店やゲームセンター、ラブホテルは、市民の良好な生活環境や、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす恐れがあります。そのため西脇市では、それらの施設と地域環境との調和を図ることを目的に、「特定建築行為に係る手続に関する条例」を制定します。

この条例では、「風俗営業等

の規制および業務の適正化等に関する条例」で定めるパチンコ店やゲームセンター、ラブホテルを新たに建てたり、それらの施設への用途変更をしたりしようとする場合、建築主や営業者、施工者の責務を明文化。地域環境との調和に支障を来さないよう十分に配慮し、地域の皆さんと良好な関係を保つよう努めることを定めています。建築等に当たっては、関係法

令に基づく申請をする前に、市と事業計画について、協議することを義務化。また、市との協議後に、事業計画を公表し、地域住民への説明会を開催することも義務化しています。説明会においては、分かりやすい表現を使うなど、誠意を持って対応し、地域の皆さんから同意が得られるよう、努めることとしています。



## パブリック・コメント

- ・太陽光発電設備の設置手続
- ・特定建築行為に係る手続



### 意見を提出するには…

- ◆募集期間  
10月1日（木）～31日（土）
- ◆閲覧場所  
・建築住宅課  
・情報公開コーナー  
・図書館  
・市ホームページ
- ◆意見の提出方法  
任意の様式で持参、郵送、ファックスまたはメールで下記へ提出してください。  
※意見内容を確認する場合に限り、個人情報を利用します。
- ◆意見の提出先  
〒677-8511 西脇市郷瀬町605  
建築住宅課宛  
☎22-6283  
✉kenchiku@city.nishiwaki.lg.jp
- ◆その他  
・住所、氏名（団体名）、電話番号、条例名を明記してください。  
・電話や来庁による口頭での意見は、受けられません。  
・提出意見に対する個別の回答はしません。  
・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。
- ◆問合せ  
建築住宅課（市役所内線280）

